明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○政治資金規正法の一部を改正する法律（六四）　三
○地方自治法の一部を改正する法律（六五）　七
○漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（六六）　三
○消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（六七）　六
○子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（六八）　三六
○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（六九）　三八

〔政　令〕
○国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令（二二四）　四九
○特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二二六）　四九
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（二二七）　五〇
○旅券法施行令の一部を改正する政令（二二八）　五〇
○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（二二九）　五一

〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六〇）　五三

〔府令・省令〕
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通三）　一〇五

〔規　則〕
○指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委八）　一〇六

〔告　示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁六二）　一五一
○労働金庫代理業者に係る労働金庫代理業の許可がその効力を失った件（金融庁・厚生労働一〇）　一五一
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（厚生労働二三二）　一五四

〔官庁報告〕
官庁事項
令和五年度第四・四半期における予算使用の状況（内閣）　一五五
令和五年度第四・四半期における国庫の状況（同）　一〇七
国家試験
令和六年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験合格者（公認会計士・監査審査会）　二五

本号で公布された法令のあらまし

◇政治資金規正法の一部を改正する法律（法律第六四号）（総務省）

1　代表者の監督責任（監督内容の具体化）

(一)　国会議員関係政治団体の代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が政治資金規正法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければならないこととした。（第一九条の一二の二関係）

(二)　国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期に、次の事項を確認しなければならないこととした。（第一九条の一二の三関係）

(1)　会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。

(2)　会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

(三)　国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければならないこととした。（第一九条の一四の二第一項関係）

(四)　国会議員関係政治団体の代表者は、(二)による確認の結果及び(三)による説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければならないこととした。（第一九条の一四の二第二項関係）

(五)　国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、(四)により交付された確認書を収支報告書に添付しなければならないこととした。確認書の添付をしなかった者は、五〇万円の罰金に処することとした。（第一九条の一四の二第四項及び第二五条第五項関係）